

## 認可申請を行った託送料金等の単価

## 1 接続送電サービス料金

(単位：円)

契 約 種 別				単 位	料 金 単 価 <sup>※1</sup>		
					新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)	
低 圧	電灯定額 接続送電 サービス	電 灯 料 金	10W まで	1 灯	39.09	40.55	
			10W をこえ 20W まで	1 灯	78.19	81.09	
			20W をこえ 40W まで	1 灯	156.37	162.18	
			40W をこえ 60W まで	1 灯	234.55	243.27	
			60W をこえ 100W まで	1 灯	390.93	405.45	
			100W をこえる 100W までごとに	1 灯	390.93	405.45	
	小型 機器 料金	50VA まで	1 機器	116.77	121.10		
		50VA をこえ 100VA まで	1 機器	233.53	242.21		
		100VA をこえる 50VA までごとに	1 機器	116.77	121.10		
	電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	227.38	227.38	
			電流制限器・ 主開閉器契約	1 kVA	162.24	162.24	
		電力量料金		1 kWh	7.87	8.26	
	電 灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	227.38	227.38	
			電流制限器・ 主開閉器契約	1 kVA	162.24	162.24	
		電力量 料 金	昼 間	1 kWh	8.26	8.69	
			夜 間	1 kWh	7.44	7.81	
	電灯従量接続送電サービス <sup>※2</sup>				1 kWh	11.59	11.99

(単位：円)

契 約 種 別				単 位	料 金 単 価 <sup>※1</sup>	
					新 単 価 (消費税等相当額含む)	旧 単 価 (消費税等相当額含む)
低 圧	動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	571.44	571.44
			主開閉器契約	1 kW	379.26	379.26
		電力量料金		1 kWh	5.58	6.15
	動 力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	571.44	571.44
			主開閉器契約	1 kW	379.26	379.26
		電力量 料 金	昼間	1 kWh	5.84	6.46
			夜間	1 kWh	5.29	5.83
動力従量接続送電サービス <sup>※2</sup>			1 kWh	14.95	15.52	
高 圧	高 圧 標 準 接 続 送 電 サ ー ビ ス	基 本 料 金		1 kW	553.28	553.28
		電力量料金		1 kWh	2.61	3.09
	高 圧 時 間 帯 別 接 続 送 電 サ ー ビ ス	基 本 料 金		1 kW	553.28	553.28
		電力量 料 金	昼間	1 kWh	2.79	3.32
			夜間	1 kWh	2.40	2.85
	高圧従量接続送電サービス <sup>※2</sup>			1 kWh	11.68	12.17
	ピークシフト割引			1 kW	470.28	470.28
特別高圧	特 別 高 圧 標 準 接 続 送 電 サ ー ビ ス	基 本 料 金		1 kW	482.05	482.05
		電力量料金		1 kWh	1.27	1.64
	特 別 高 圧 時 間 帯 別 接 続 送 電 サ ー ビ ス	基 本 料 金		1 kW	482.05	482.05
		電力量 料 金	昼間	1 kWh	1.34	1.74
			夜間	1 kWh	1.21	1.54
	特別高圧従量接続送電サービス <sup>※2</sup>			1 kWh	9.16	9.54
	ピークシフト割引			1 kW	409.75	409.75

※1 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

※2 従量接続送電サービスは、自己等への電気の供給（自己託送）の場合で希望されるときに適用します。

## 2 臨時接続送電サービス料金

- 契約使用期間が1年未満の場合に適用します。

(単位：円)

契 約 種 別			単 位	料 金 単 価 <sup>※1</sup>		
				新 単 価 (消費税等相当額含む)	旧 単 価 (消費税等相当額含む)	
低 圧	電 灯 臨 時 定 額 接 続 送 電 サ ー ビ ス	50VA まで	1 日 に つ き	3.47	3.60	
		50VA をこえ 100VA まで	1 日 に つ き	6.93	7.19	
		100VA をこえ 500VA までの場合 100VA までごとに	1 日 に つ き	6.93	7.19	
		500VA をこえ 1kVA まで	1 日 に つ き	69.34	71.89	
		1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに	1 日 に つ き	69.34	71.89	
	電 灯 臨 時 接 続 送 電 サ ー ビ ス	基 本 料 金	1 kVA	電 灯 標 準 接 続 送 電 サ ー ビ ス の 料 金 率 を 10% 割 り 増 し し た も の	電 灯 標 準 接 続 送 電 サ ー ビ ス の 料 金 率 を 10% 割 り 増 し し た も の	
		電 力 量 料 金	1 kWh			
	動 力 臨 時 定 額 接 続 送 電 サ ー ビ ス			1 kW 1 日 に つ き	93.86	98.42
	動 力 臨 時 接 続 送 電 サ ー ビ ス	基 本 料 金	1 kW	動 力 標 準 接 続 送 電 サ ー ビ ス の 料 金 率 を 20% 割 り 増 し し た も の	動 力 標 準 接 続 送 電 サ ー ビ ス の 料 金 率 を 20% 割 り 増 し し た も の	
		電 力 量 料 金	1 kWh			
高 圧	高 圧 臨 時 接 続 送 電 サ ー ビ ス	基 本 料 金	1 kW	高 圧 標 準 接 続 送 電 サ ー ビ ス の 料 金 率 を 20% 割 り 増 し し た も の	高 圧 標 準 接 続 送 電 サ ー ビ ス の 料 金 率 を 20% 割 り 増 し し た も の	
		電 力 量 料 金	1 kWh			
特 別 高 圧	特 別 高 圧 臨 時 接 続 送 電 サ ー ビ ス	基 本 料 金	1 kW	特 別 高 圧 標 準 接 続 送 電 サ ー ビ ス の 料 金 率 を 20% 割 り 増 し し た も の	特 別 高 圧 標 準 接 続 送 電 サ ー ビ ス の 料 金 率 を 20% 割 り 増 し し た も の	
		電 力 量 料 金	1 kWh			

※1 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

### 3 予備送電サービス料金

- 契約者が予備電線路の利用を希望される場合に適用します。

(単位：円)

契 約 種 別		単 位	料 金 単 価 <sup>※1</sup>	
			新 単 価 (消費税等相当額含む)	旧 単 価 (消費税等相当額含む)
高 圧	予備送電サービスA (予備線)	1 kW	84.66	84.66
	予備送電サービスB (予備電源)	1 kW	109.00	109.00
特別高圧	予備送電サービスA (予備線)	1 kW	67.00	67.00
	予備送電サービスB (予備電源)	1 kW	107.50	107.50

※1 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

### 4 近接性評価割引

- 近接性評価地域に立地する発電場所における発電設備等を維持および運用する発電契約者から当該発電設備等に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいいます。
- 近接性評価割引は、発電側課金制度の導入に伴い、2024年3月31日をもって終了します。

(単位：円)

	単 位	割 引 単 価 <sup>※1</sup>	
		新 単 価 (消費税等相当額含む)	旧 単 価 (消費税等相当額含む)
受電電圧が標準電圧 6,000V 以下の場合	1 kWh	—	0.37
受電電圧が標準電圧 6,000V をこえ 100,000V 以下の場合	1 kWh	—	0.29
受電電圧が標準電圧 100,000V をこえる場合 <sup>※2</sup>	1 kWh	—	0.14

※1 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

※2 現託送供給等約款（2023年4月1日実施）では、割引の暫定措置（2016年3月31日までに接続供給を開始し、その当時に設定していた近接性評価地域に立地するものに対し、引き続き暫定的に割引きを行うもの。）の適用を受けている電源についても、受電電圧が標準電圧 100,000V をこえる場合の単価を適用しております。

## 5 系統連系受電サービス料金（2024年4月1日から適用）

- 発電者が発電設備等を当社系統に連系し、発電または放電することを希望される場合に適用します。

（単位：円）

		単 位	料 金 単 価 <sup>※1</sup>			
			新 単 価 (消費税等相当額含む)	旧 単 価 (消費税等相当額含む)		
基本料金	九州本土	1 kW	85.10	—		
	離島（特別高圧系統あり）	1 kW	79.57	—		
	離島（特別高圧系統なし）	1 kW	79.53	—		
電力量料金		1 kWh	0.23	—		
系統設備 効率化割引 ※2	系統設備 効率化 割引A	A-1	1 kW	38.56	—	
		A-2	受電電圧が標準電圧 100,000V をこえる場合	1 kW	7.93	—
			受電電圧が標準電圧 100,000V 以下の場合	1 kW	15.86	—
		A-3	受電電圧が標準電圧 100,000V をこえる場合	1 kW	3.97	—
			受電電圧が標準電圧 100,000V 以下の場合	1 kW	7.93	—
		系統設備 効率化 割引B	B-1	1 kW	39.74	—
	B-2		1 kW	16.36	—	

※1 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

※2 発電者ごとの連系変電所等により、割引いたします。

なお、系統設備効率化割引Bの適用は、低圧または高圧で受電する場合に限りです。

また、現託送供給等約款（2023年4月1日実施）にもとづき、2024年3月31日までに近接性評価割引の適用対象となっている発電場所（割引の暫定措置を受けている場合を除きます。）については、連系変電所等によって決定した割引単価が、特別高圧受電の場合はA-2、低圧・高圧受電の場合はA-2およびB-2の割引単価を下回る場合、2028年3月31日までの間、特別高圧受電の場合はA-2、低圧・高圧受電の場合はA-2およびB-2の割引単価を適用します。

割引対象変電所等は、別添2をご確認ください。

以 上